

令和6年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招 集 年 月 日 令和6年3月5日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和6年3月6日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事	大 平 弘 明 君	事 業 理 事	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君
庁舎建設室長	山 本 勝 憲 君	税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君	住民福祉課長	松 本 典 子 君
保険環境課長	宮 原 良 之 君	多世代包括支援 センター長	松 尾 直 美 君	企画商工課長	中 道 隆 介 君
建 設 課 長	山 村 輝 明 君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	作 永 善 則 君	水 道 課 長	安 達 伸 男 君
会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君	教 育 次 長	井 手 守 道 君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議会事務局書記	山 下 慶 君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1 7番 永安 文男 議員（一問一答）

日程第3 議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

日程第4 議案第7号 佐々町消防団条例の一部改正の件

日程第5 議案第8号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例廃止の件

日程第6	議案第9号	佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例の一部改正の件
日程第7	議案第10号	佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例廃止の件
日程第8	議案第11号	佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
日程第9	議案第12号	佐々町介護保険条例の一部改正の件
日程第10	議案第13号	佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
日程第11	議案第14号	佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件
日程第12	議案第15号	佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件
日程第13	議案第16号	佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件
日程第14	議案第17号	佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件
日程第15	議案第18号	佐々町水道事業給水条例の一部改正の件
日程第16	議案第19号	物品売買契約締結の件（令和5年度 新庁舎備品購入事業（その1））
日程第17	議案第20号	物品売買契約締結の件（令和5年度 新庁舎備品購入事業（その2））
日程第18	議案第21号	物品売買契約締結の件（令和5年度 新庁舎備品購入事業（その3））
日程第19	議案第22号	物品売買契約締結の件（令和5年度 新庁舎備品購入事業（その4））

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和6年3月第1回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、永安文男君、8番、橋本義雄君を指名します。

— 日程第2 一般質問（永安 文男 議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、7番、永安文男議員の発言を許可します。

7番。

7 番（永安 文男 君）

7番、永安文男です。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

質問事項は、2本の柱として1つに、新年度、令和6年度予算編成方針について、2つ目に、重要な政策課題の事業内容確認についてと、それぞれ項目ごとにお伺いをしていきたいと思います。

まず、令和6年度予算編成方針についてですが、町長が令和3年3月に、本町のよりよいまちづくり・地域づくりの羅針盤として、第7次佐々町総合計画を策定されております。この中で、町民アンケート調査での最重点課題の健全な財政運営を行うとの目標を掲げられております。限られた財源を効率的に配分するため、最小の経費で最大の効果を原則として計画的な予算を編成されたものと思いますが、予算編成方針は町のホームページに載せられていますが、町の財政運営を迷いなく進めるために、分かりやすい町長の施政方針として捉えるものと考えますので、編成時の考え方ということで基本方針と見通しをお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

令和6年度の予算編成の基本方針ということでございますが、昨年度に引き続きまして、デジタルトランスフォーメーションや、それからGX、グリーントランスフォーメーションの推進ということで、さらに次代の佐々町を担う子どもたちが安心して出産、子育てができる環境づくりなど、行政課題への対応を進めていく必要があるのではないかと考えております。

また、4年目を迎える第7次総合計画、先ほどお話がありましたが、それから第2期の総合戦略の基本構想に掲げられた町の将来像であります「暮らしたいばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」の実現に向けた足取りをさらに力強く確実なものにしていくためには、各施策の、それから事業を着実に推進することと考えているところでございます。

庁舎建設事業やごみ処理施設の基幹的な改修事業などの大型事業の実施によりまして、投資的経費っていうのが令和5年度にピークを迎えましたが、令和6年度においては、例年以上の経費が見込まれておりまして、人件費や社会保障の関係費が増大しておりまして、また、公共施設の老朽化対策とか、それから多様化するニーズへの対策など、基金を取り崩しながら厳しい財政運営というのが続くのではないかと今、予算編成方針について、そういうことを考えているところでございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

町長の御答弁で力強さを感じられるわけですが、かなり大変なものになるというふうに思っております。いつもいつも財政が厳しいと言われますけれども、現在の財政事情から見て、新年度予算規模の見通しはどんな状況と捉えられているのか、予算規模の関係でお答えいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

令和4年度の決算の数値になるわけですが、歳入の経常一般財源というのは、普通交付税及び臨時財政対策債の減が大きく影響しておりまして、約2億9,500万円の減となる一方で、歳出経常一般財源が人件費や、それから物件費の増が大きく影響いたしまして、約1億4,500万円が増加いたしました。

令和6年度におきましては、庁舎建設事業費をはじめ投資的事業費の減はあるものの、やはり会計年度任用職員の勤勉手当などの人件費の増とか、それから庁舎の移転経費、それから電算システムの整備費など物件費の増があります。

さらに、社会保障関係の扶助費の増が見込まれておりまして、厳しい予算編成になるんじゃないかと私どもは感じているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

先ほど来、厳しい予算編成だということですが、何かこの6年度に向けての方策というのがあるかないか、結局、財源確保の問題ということが関係してくると思うんですけども、やっぱり将来世代に過度の負担を残さないような、そういうふうなことを重視されながら施策、事業の取組をしなきゃいけないというふうに思っているわけですが。

あらゆる財源確保について、いろいろと御説明いただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

毎年のことなんですけど、やはり予算編成に当たっては、あらゆる今おっしゃったように財源の確保というのは努めなければならないということで、一層の施策とか事業の選択と、それから集中を徹底しながら、必要性とか有効性、緊急性を見定めたより効果の高い施策とか、事業に重点的な予算を配分していると思っております。

また、町税と税外収入の未収金のやはり縮減とか、それから町有の未利用地の貸付けや売却のほかにも、やはりふるさと納税といいますか、それなどのやはり新たな自主財源の確保に取り組まなければならないのではないかと今感じているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

いつも言われております税外収入とか町有地の財産、ふるさと納税、いろいろな税の徴収関係の問題というのは、町長が今言われたような状況にあるわけですが、従来、今の話の中で出てきましたように、選択と集中ということで昔聞いたようなフレーズなんですけれども、この選択と集中で効果の高い事業に予算を配分するというようなことで言われておりますけ

れども、これが総合計画に即したものになっているのかということ予算編成では見なきゃならないということでございますけれども、第7次総合計画（前期計画）と第2期の総合戦略で設定した施策事業に合致したものであるということで捉えてよろしいか、町長のその辺の考え方なりをお示しいただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私どもの予算編成につきましては、やはり総合計画に掲げる将来像の実現に向けてということで、7つの基本目標というのを定めながら、戦略目標ごとに成果指標というのを向上に資する予算編成に努めるように考えているところでございまして、第2期の総合戦略については、令和4年度の検証結果とか、それから令和5年度の進捗状況を参考にしながら、重要事業の業績評価というのを指標達成に向けてやはり事業内容を効果的に、効率的な事業を実施することということでやっているところでございまして、総合計画の成果の目標年度が残り御存じのように2年となったために、やはり成果指標を確認しながら、特に達成率の低い目標については、目標達成に向けた予算編成を行うことと今のところ考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

あと残り2年ということで、私どももあと15か月です。いろいろとやり残した仕事、きのうの2番議員の話の中で出ましたように、やり残した仕事がないように、やっぱり十分力を注いでいかなきゃならないというふうに思っております。

今お話がありましたように、やはり令和4年度の決算状況、なかなか厳しい状況で経常収支比率等も係数的には上がってきております中で、令和5年度の執行状況が今途中経過あと3月末までで整理をされていると思いますけれども、その辺の状況を見極めながら予算を編成したということでございますので、今後、その残された事業等については、あともってまたそれぞれお尋ねをしていきたいというふうに思っております。

次の項目に入るわけですが、本町18年に、第3次行財政改革大綱及び佐々町行財政改革プランというものを策定されて、まちづくりを進められてきております。御承知のとおりでございますけれども、行財政改革の中で住民サービスに水準を、今の行政、当時住民サービスを低下させることなく、維持しながら継続性のある行政運営を行うということで、事業の選択と集中という言葉もその当時出てきました。

民間の経営感覚の導入などを工夫して改革に取り組んできたという経過、経緯があるものでございます。その改革の一つとして、民営化の推進があったわけですが、その対応と行財政改革の取組というのは、この新年度予算でどのように反映されているのか、お伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

民営化の改革といいますと、今保育所のことを指しておられるんですかね。（7番「ちょっと待ってくださいね。それだけでなく全体的なもの。」）

全体的なものはできる限りは民営化したいということで、我々は施設的に思っているわけですが、今大きな課題が先ほど、きのうも御質問がありましたように、物品の販売、皿山直売所の問題が今出てきているということ、それから給食センターをどうするのかということも出てきている。

いろいろな、それから保育所の民営化はもちろんあるわけですが、やはりそれら的には全体的に、総合的に我々としましては内部でよく協議をしながら、ある程度の担当者つていいですか、そういうことを責任を決めながら、やはり解決に向けて早くやらなければならないんじゃないかと思っていますので、やはり私が在任するときには、そういう方向性を定めたいということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

今町長の決意といいますか、伺ったわけですがけれども、今、農業体験施設等もこの予算関係には、どういうふうなやり方で進めていくかというようなことも記載されているようにお見受けしたんですけれども、その辺の状態でやはり民営化、民間の経営感覚の導入ということが、今までの流れの中で十分に重要視されてきているというふうに思いますので、その辺個別に、先ほど町長が保育所の民営化の話もされましたけれども、それは次の項で一つ一つお尋ねしていきたいというふうに思っております。

内部でよく協議をして、それぞれその内容を吟味しながら、検討を加えながらやっていくということで予算が編成されたということですので、また内容的に具体的なことについては、予算の審議の折にいろいろとお尋ねもしていきたいというふうに思っております。

4大事業の関係でちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、4大事業がこここのところに集中しているということで、5年度の状況でいろいろ事業が集中していることで財政を圧迫しているというような状況は、御承知のとおりだと思いますけれども、その辺のことで4大事業の実施に関して財政運営の考え方をどう整理すればいいか、町長にお伺いしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今永安議員がおっしゃったように、令和6年度以降の大型事業としまして、今、庁舎建設事業と、それからし尿等前処理施設の建設事業、それから佐々クリーンセンターの基幹的設備改良事業の今継続事業ということで、令和6年度も、例年以上の財政需要が見込まれるんじゃないかと、大変厳しい財政運営が見込まれていると私は考えているところでございます。

大型事業をはじめとしまして、投資的事業以外でも先に述べましたように、やはり人件費とか、それから物件費がさらに、それから扶助費の増加も見込まれておりまして、厳しい予算編成を想定しているところでございまして、限りある財源を有効にどう活用するのかということで、将来の世代に先ほどお話がありましたように、過度の負担を残さないように十分留意して各種の施策を進める必要があると思っていますし、また、職員の皆さん方にやはり調整や、そ

れから町の財政状況について認識をしていただきながら、全庁的な視点を持って事業の先ほど何回もお話がありましたけど、選択と集中の歳出の重点化を図っていく必要があるのではないかと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

厳しい財政運営の中に、人件費とか扶助費の増があるというような中で、この人件費には、会計年度任用職員の人件費等が結構大きなウェイトを占めてくるというふうに思いますけれども、あと扶助費は私どものようにだんだん高齢化していく中で、それぞれの扶助費が上がってくるというのは、もう事実も見込みのとおりなんですけどね、そういうことで、やはりそういう状況にあるというようなことで、職員の認識が大事というふうに町長もお話しされたように、やはりいろんな知恵を出し合い、工夫をしながらこの大変な厳しい財政状況の中、予算執行には力を尽くしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の項に移りたいと思います。

現在の最重要課題である次の3事業の内容確認を行いたいというふうに思っております。

まず、学校給食センター整備事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

この給食センター整備事業についてですが、現在まで私は3回ほど一般質問を行ってきております。老朽化してアレルギー食対応の問題解決が給食センターにはあったわけですが、いつも最重要課題と言われながら、早急に取り組まなければならない事業というふうに考えているが、現在場所の選定を検討しているというようなことで、場所が早く決定することで早く進めていきたいというような町長からの何回もの答弁を頂いておるわけですが、これが一向に進んでいない。何年も待たせたまま、何年も経過したままの状態でなっていると。

やっぱりその辺のことで、それぞれの候補地の研究、検討を行ってこられたと思うんですが、何が問題なのかということですね。その状況をちょっと検討を、担当の教育長からでも御説明いただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のように、給食センターの整備については大きな課題として考えてまいりましたが、課内の検討では幾つかの候補地は挙がったものの、それぞれの候補地に課題もあり絞り込むことができない状況でございました。本当に申し訳なく思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

大きな候補地を一つとして絞り込めなかったというような教育長の答弁ですが、これだけの年数を抱えながら北部グラウンドあたりでのいろいろ問題があった中で、そこで、もう議論を終わった中で次のほうに展開していかなくはないという状況の中で、どれだけの議論が重ねられたのか。この年数でやはり二十六、七年から検討を行っている課題なんですよ。

子どもたちはもう小学校で大変苦しんだ状況の子どもたちは、もう卒業しているんですよね。もう六、七年たっているから、もう中学校も卒業する時期。これらのやはり子どもたちが、その食物アレルギーで大変苦労した状況というのを真剣に捉えれば、これだけ長い時間の経過っちゅうのは大変なものだと思うんですけども、その辺サンビレッジ横の北側の用地を利用しではどうですかという提案も私いたしましたけれども、素晴らしい候補地の一つであるというような回答を頂きながら、その後の協議をひもといえずっと産業建設文教委員会の議事録を全部読み解いていたんですけども、ここにずっと以前からの分があるんですけども、この学校給食センターについてという題目で産業建設文教委員会ずっと議論されて、大変な思いだっただろうなというふうには思っております。

しかしながら、場所の選定の結論を出し切れないというところに何があるのかなと思って、サンビレッジ北側の候補地を研究されたときに、何かあそこの土地の利活用は、そこに給食センターを持ってくることでもったいないというような議論がなされたというようなことをお聞きしたんですけどね、何がもったいないのか。

今まで買収してから、買収に関わった私人間として、30年間も塩漬けにしておいて、それが30年間のロスのほうがもったいないんじゃないかと、そちらのほうが大分リスクが高いんじゃないかというふうに思っているわけですけども、その辺のことを町長は、「あそこは私もやりたい」というようなことで、「協議が済めば地元に入っているいろいろ地元との協議をしたい」というようなことも書いてあるんですよね、産業建設文教委員会の議事録を見れば。

それが次に展開していくのは、私はあそこのサンビレッジの北側の土地に固執するわけじゃないんですよ、地元だからといって。ただ、先ほども申し上げますように、やはり食物アレルギーとか、当然老朽化もありますけれども、子どもたちの子育ての段階で町長は標榜されています、子育て支援の関係を。そういうところで、一番大事なその給食センターを、いつまでもないがしろにしておくというような状況を、やっぱりふんまんやる方ない気持ちで今質問させていただいております。

なぜ進まないのか、そこら辺のことで理由があれば教えていただきたいと思います。それから、今後どういうふうに進めていこうというふうなことで考えておられるのかを、お伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに子どもさんたちの安全、安心を考えれば、やはり給食センターというのを造って、アレルギー対策というのは大変我々も必要だと思っています。

この前のいろいろな場所の選定で、千本公園をはじめ考えていたんですけど、やはり地盤の関係がなかなか難しいということと、それからサンビレッジについては、やはりいろんな意見がありまして、やはり一帯的な開発がいいんじゃないかと。部分的にもあそこは狭く、給食センターだけっちゅうのもなかなかちょっと難しいのではないかと。

せっかく今まで残していたというか、やはり大きな広い土地が佐々町にないわけですね。それを考えれば、やはり一帯的なあそこは大きい土地があるわけですから、一帯的な開発、スポーツ公園とか、いろいろもともと永安議員も御存じのように、スポーツ公園とか何かいろいろはじめ、そういうスタンスで用地買収がなされたものと思っています。

そういうことでやはり考えれば、そこら辺がなかなか厳しいのではないかとということで、ちよっとやはりちゅうちょしたということも確かにあるわけでございます。

しかしながら、やはり子どもさんたちの先ほどのアレルギー対策とかいろいろ考えれば、や

はり給食センターというのは造らなければならないと思っていますので、町としましても場所が決まってやれば、すぐ計画段階に入ってすぐやっていき、なるべく早くやりたいということは考えているということで御理解をいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

町長の考えが分かりましたので、場所を早く決めることが大事ということで、場所が決まれば早く実施していきたいという考えということはよく理解いたしました。

ちょっと蛇足ですが、サンビレッジの関係で用地買収をするときに、運動公園にというようなお話、当然最初はそうでした。しかし、その間住宅地にしたりとか、計画構想がいろいろ変遷してきているのは御承知と思います。

あそこを区画整理して住宅地にするということも、前の町長時代は緊急検討しろということやったもんですから、私担当しとるときにそういうことも行いました。しかし、現実的ではなかったと。

それで、あとあそこを運動公園にするっていう話をされましたけれども、ある同僚議員からあそのグラウンドを芝生広場にして、サッカー場を造ったりとか、いろんな提案もされたわけですね。そしたら、今言うサンビレッジのグラウンドの横辺りを拡大して、そういうふうな芝生、サッカー場あたりをいろんな大会を誘致できるようなことを考えたりっていうような、いろんな方法があったわけですよ、今までの30年間のあいだにですね。

そして、途中では佐々川の水辺を利用したりして、あそこで国土交通省の補助事業を取り込んでいろんな事業をやるというような構想も計画されたりしたわけですね。しかし、何ら現実となっていないというのは、あそこを眺めながら歯がゆい思いをしているということだけは、御承知おきいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、やり残した仕事にならないように、今町長も「早くやりたい」というようなことで言われましたんで、早急に検討を見出して、よりよい決断をいただきますようにしっかりと申し添えておきたいというふうに思います。

次に、保育所民営化等の問題、これがありますけれども、保育所民営化等の方針は結論づけられたのかというような通告書に記載をいたしておりますけれども、この内容の確認をいたしたいというふうに思います。

本町では、先ほど申し上げましたように、平成18年10月に第3次行財政改革大綱及び佐々町行財政改革プランが策定されて、いろいろなその民間経営感覚の導入を一つの柱として、民営化の推進を掲げられて第三保育所、御承知のように今ここで言う必要もないかもしれませんが、第三保育所の民営化、一応そこを佐々神田保育園として民営化を済ませた。

それから、あと次に、第二保育所の民営化の検討を行うということにされておったわけですが、やはり御承知のとおり佐々幼稚園の耐震の問題等が浮上ってきて、そこを中央保育所と一緒に結局幼稚園機能を併せ持つ幼保連携型の認定こども園に移行するというようなことで、今の蓮華園の民間のほうに民間委託の民営化をやったという流れでございます。

それはもう御承知のとおりですが、ただ何が言いたいかと言いますと、このあいだ、去年7月28日に子ども・子育て会議の答申が示されて、これは町長が答申されているものというふうに思いますけれども、この中で公立の役割が重要視されているという内容でした。

やはり公営の公立の保育園が当然大事じゃあるというふうに、説明を聞いた中では、私も否定するものじゃありません。やはり公立を維持したり、公立に委ねるというのは本当大事な部

分もあるというふうに思いますけれども、ただ、この民営化の方針がきた流れの中で、その議論をどのようにして、こういうふうに民営化の結論づけることに至ったのかということ、町長ははじめからその諮問をする段階で、やはりそういうことの大事さ、重要性というのを認識した中で、そういう諮問会議に提案されたのかということ。私は総務厚生委員会の中で申し上げましたように、やはり保育の議論をする中にあっては、それぞれ保育所関係も大事ですけども、そのほかに子ども・子育て関係を担当している包括支援センターとか健康相談センター、それから社会福祉協議会とか、それらの部分も含めたところで、佐々町の保育、子ども・子育てのほうはどういうふうな方向で進むのかという議論を十分された中で、町長は方針決定をされていくものというふうに思っております。

そうした中で、佐々町の保育、子育て保育がどこへ向かうのかということをしつかり結論づけていただきたいというふうに思うものでございます。

そうした中で、何も子ども・子育て会議の答申を否定するものではありません。さっきも言いましたように。それで、第二保育所を公立で残すという方針、これは重要な、やはりいろいろ議論の中でありました医療が必要な医療ケア児の問題、それから発達促進等に関わる問題、以前から私も申し上げております発達促進に関する子どもの療育の問題等も、いろいろやはり公立保育所が主導を取ってやっていかなきゃいけないというような答申の内容でしたけれども、これを本来今現状として、それぞれの保育所を民間委託した部分もある中で、今の保育所の方針がみんなばらばらだというふうにお見受けするわけですね。

当然、保育所に民間委託した場合は、それぞれ保育所の方針があるわけですね。だから、それが今の状態では、先に民間委託したときの経営者がお亡くなりになられたりとか、いろいろ経営者等の問題とか、いろいろそこそこの事情があると思うんですけども、そこが変わってきた状況の中で、今の佐々町の保育所運営っていいですか保育行政、それを誰がかじ取っていくのかというのが一番重要ではないかというふうに思いますので、それはもう町長が一番先導を取ってやっていかなきゃいけないと。

その中には、専門職を入れたいろんな会議、協議がなされた結論というふうに思います。だから、そういうところも含めて佐々町全体の保育の質を上げるというような、いろんな機関が一緒になってやっていく、議論の結論を生み出していきたいというようなことで思っております。町長の見解をお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永安議員がおっしゃったように、子ども・子育て会議というのが、私ちょっと考えていなかったんですけど、その公立の1つ、第二保育所について、民営化じゃなくて公立に残しておいたほうが良いという答申が出たわけですね。

出たの、私ちょっとそこがもともと私どもは、ちょっとそこら辺が相違があるということでした。結局、もともと我々は行政改革で3園は民営化するということで、その前決まっとったわけですね。今度出たのが、そういうことが出たということで、我々もそこで大変戸惑っているところは間違いありません。

ただ、これが正しいのかどうかちゅうのはまだ分かりませんが、一応私の見解といたすのは、去年の12月に定例会においても同様な御質問がございました。現状としては、公立保育所を維持していくということで、一つの方策を考えて、一つの方策だということでお答えをいたしております。

少子化が進んでいくということで、ずっとこんなに少子化が進んでいくのはなかなか厳しい

わけでございますけど、やはり地域の状況とか子育ての世代のニーズに対応するためには、町内の私立保育園とか、それから専門機関で地域社会と連携を図りながら、地域の子育てを支援していくという役割が公立保育所にもあるんじゃないかということのお話がありました。

それから、国の施策といたしましても、子ども・子育ての政策の強化ということで、今年の12月にこども未来戦略というのが策定されたわけでございます。

その中で、新たに、こども誰でも通園制度というのが創設される予定となっているということで今お聞きしておりますので、全ての子育ての家庭に対しましても、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度ができるということでお聞きをしておりますので、このような国の施策も今大きく変化をしているわけございまして、それに対応する受入れ体制の整備とか、それから保育士さんの確保とか、新たな課題が出てくるわけでございますけど、町内の私立保育園とやはり調整をしながら、必要ならやはり施策も講じていかなきゃならないのじゃないかということを考えているわけございまして、令和6年度中に、第3期の子ども・子育て支援事業計画というのを策定する予定となっているわけでございます。

策定にあたっては、やはり今お話がありましたように、子育て世帯を対象としましたアンケートの実施とか、それから子ども・子育て会議を開催する予定としておりますので、そういったところの中で皆さん方の御意見も踏まえながら、公立保育所としての存続を含めて、やはり佐々町の子育て支援というのも充実を図るためには、施策を立てていかなければならないと考えておりますので、現状としましては、今公立保育所ということでやっていくわけございまして、将来的にはそういう方向性については、また御相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

町長のお考え、基本的な部分は理解をいたしております。私も第二保育所の公立を当面は残すというようなことを、それに頭から絶対反対だという話ではないということは誤解なさらないでください。

ただ、私がいろいろ申し上げるのは、現在の第二保育所が今言う佐々町の子ども・子育てをリードしていくというような言い回しになっていますので、公立が中核的な位置づけでやっていかなきゃいけないというような答申の内容でしたけれども、今の第二保育所に大変失礼なんですけれども、今の第二保育所にそこまで全体をまとめさせるというのは、かなりの負担がかかるんじゃないかというふうに思っているわけです。

それは何か言わんやというのは、あくまで会計年度任用職員の所長とか、昔でいう臨時保育士がたくさんいる中での運営とか、そういうふうな状況の中では、本来保育所運営というのは駄目なんですね。

やはりそうした形の中で専門職といいますか、詳しい人がいて、やはり町の子育てを町長の代弁者ですから、そういうふうな人を持ってくるいろんなことをやっていかなきゃいけないというような中で、そこら辺は公立保育所の役割を考え検討をどう高めていくか、そういうところは、やっぱり今町長が話された、国もこども未来戦略が示されておって、いろいろ今後検討、子ども・子育て会議を再三議論を尽くしていくというようなお話で、第3期の計画の中にもいろいろ盛り込まれてくるものというふうに思いますので、やはり保育所の役割が検討された中で具体策が打ち出されていくことに注力をいたしておきたいというふうに思います。

最後になりますが、空き家、廃屋対策の執行状況についてというようなことで、全国的に空き家が増加している状況に、この件については、以前同僚議員が2人一般質問をされていまし

て、大変恐縮だったんですけれども、再度確認の意味で質問をさせていただきたいというふうに思います。

平成28年12月の定例会で、「空き家バンク制度を新設すべきではないのか」という質問がなされました。町長は、「創設については空き家実態調査を踏まえ検討を進める」と答弁されています。それから、あと「一元的に対応する移住相談窓口を新設してはどうか」という、このことについては「当時の企画財政課をワンストップ窓口として対応したい」というふうに答弁されているという状況です。

まず、この空き家バンクは今佐々町にはないというふうに認識しているんですけれども、どのような対応、あともってちょっと空き家対策計画書のほうでちょっとお話ししますけれども、次に令和5年の3月定例会で、1年前になるんですけれども、危険家屋の生活環境に悪影響を及ぼすことで早急な対策が必要となるのではないかとということで「この空き家対策を推進していく」というふうに町長の考えを示されております。

ここでのやり取りの中で、調査が303戸の空き家のうち、70戸の特定空き家で3戸が終わったというような説明がなされました。補助制度を活用して解体したものが3件、あと8件が自主的解体ということで11件が済んでいるということでした。

これはもう議事録の話ですけれども、空き家対策については、十分な計画を練ってやらないといけないとのことで、今後高齢化率が先ほども申しましたけれども、高齢化率が上がってくることにについて、やはりその家を誰も住まなくなるといような現実がどんどん出てくるわけですね。

そうしたときに、今何とかしないと、この所有財産がそのまま残った状態でやはり環境に悪影響を及ぼすような、ツタが絡まってどうもできないような状況、管理不全の空き家になったりとか、あと子どもたちが探検ごっことか言ったりして、そこに入っていつて火事を起こしたりとか、危険極まりない。

そういうことなんかがあるというふうに考えられますので、やはり危機感を持った対策を講じる必要があるのではないかとというふうに思いまして、今回、再度質問を皆さん方にも同僚議員に申し訳ないんですけれども、再度今の時点で早く何とかしなきゃならないという思いから質問をさせていただくわけですけれども、この空き家を解消していくのはどういうふうに解消していくのかということ、まずもってお尋ねをいたしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

長いあいだ放置され、管理をしていない空き家に対しては、所有者にまず通知をしなければならぬ。通知をすることが一番大切で、やはり台風等とか、それから家屋の飛散によりまして道路に散乱した場合、先ほど議員がおっしゃったように、子どもさんたちがそこで遊ぶと、やはり危険な家屋がたくさんあるわけですので、住民への二次災害が起きないような方策を考えなければならぬということ。

もう一つは、やはり危険家屋の撤去って、この前もお話が、御質問ございましたけど、それは今補助事業でやっていますので、その補助対象でそれをやっていただくということ。

それからもう一つは、やはり私は相続ですね、きちんとした相続をやはりしなければならぬんじゃないかと。やはり今の親御さんがいなくなって出た場合、子どもさんたちに相続をするような仕組みというのをやはり考えてもらわなければ、なかなか今誰がいるのかって分からないわけですね。だから出た場合、家屋が空き家になった場合、そのあとを継いだのは誰がない、分からないわけです、こちらのほうはですね。だから、そこら辺が一番苦しいわけで

ございますので、相続というのは徹底していただかなければ、なかなかこれはずっと進むのではないかと。

やはり空き家というのは、今から少子高齢化になるわけです。やはり若い人たちは都会に出て行く。親だけが残ると、親がいなくなったら空き家になるということで、やはりそこら辺のジレンマが我々にはあるわけございまして、なかなか空き家対策というのは厳しいところがありますけど、先ほどお話がありましたように、この件については、令和5年度には1件一応補助額は60万円出して、1件は道路際の家屋の撤去はできたわけでございますけど、やはりそういうことがなかなか今相手が、今のところ見つかりましたから分かったわけですね。

だから、なかなか見つからないのがあるわけございまして、やはり相続っていうのはきちっとしていただければ、我々もその分については皆さん、その所有者にお話をしながら危険家屋の撤去っていうのは、やっていかなきゃならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

当然、団塊の世代で町長もそうですけれども、私たちどんどんやはり、私ごとですけれども、私の嫁の実家も今空き家状態になりそうに、今荷物を全部出しているという作業をしている状況なんですけれども、そこもそのまま放ったらかすと大変なことになるなと思って、どうするかというのを検討しているところなんですけれども。

空家等対策計画ということで、この概要版を私ども28年の産業建設文教委員会でいただいた中で説明を受けているんですよ。今、昔の書類を引っ張り出して見ておったわけなんですけれども、ここの中に、今特定空き家等の取組という説明の中に、私は前の同僚議員の質問のときに勘違いしておったように話されたんですけども、ここに特定空き家等とはっていう点線で囲ってあるところに、私鉛筆書きで説明を聞いたところ70戸あるっていう説明を受けているって書いているんですよ。優先的な取組をそちらのほうに進めていくというようなことです。この前、同僚議員も70戸特定空き家があるというふうに認識をされて、執行のほうは「いや、それは特定空き家の候補の件数ですよ」というようなお話をいただいて、ああ、そういうことかというふうに理解したんですけども、この佐々町空家等対策計画というのを今後生かした中で、どういうふうに空き家対策を進めていかれるのかをお尋ねしていきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この空き家対策については、令和5年6月14日に、また空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の法律が公布されておりまして、これが去年の12月13日に施行されているわけでございます。

その内容についてでございますけど、やはり空き家の活用の拡大とか、それから管理の確保とか、それから特定空き家の除却等の柱としまして、総合的に対策を強化するというのを目的にしておるわけでございます。

具体的に内容を申し上げますと、空き家の活用拡大のための支援の法人制度が創設されるということ、それから、これは市町のNPO法人等が空き家の管理を活用して支援法人というのを指定することで、所有者への啓発普及とか相談対応できるようなことを可能にしながら、所

有者が相談しやすいような環境の整備をするというもので、次に空き家が特定空き家になる前の段階から、やはり管理の確保を図ることが重要であるということで、管理の不全空き家に対しましては、指導・勧告ができる制度が創立されているということで、この管理不全空き家に対しまして、勧告を受けたときにはやはり固定資産税の住宅地の特例が解除されると、6分の1になるということが多分解除されるということで法改正がなされているということで、特定空き家への措置を円滑にするように、財産管理人の選任請求権が、これまで利害関係が限定されておりましたが、市区町村長も選任で請求が可能ということになっておりまして、そういうことを利用しながら、やはり空き家対策は進めていかなきゃならないんじゃないかと今考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

先ほど町長も空き家関係、今後の空き家対策をどうしていくかという考えでお話いただきましたけれども、やはりさっき町長が言われた、12月13日に公布された改正の空き家法、これが12月に公布されて、あと施行されるのが6か月後というふうになっているんです。6か月後といったら12月から6月って、もう6月なんですよ。これのあいだにちゃんとしなきゃいけないということで、いろんな改正空き家法のポイントあたりを、当然担当者あたりが認識されていくものというふうに思いますので、その辺は十分研究、検討された中で、今後空き家対策は講じていただきたいなというふうに思います。

ただ1つ、最後に申し上げたいのは、これ長崎新聞の記事なんですけれども「この平戸市で空き家対策の官民タッグ」っていうような記事を令和5年5月10日、去年の5月の新聞なんですけれども、平戸市がいろんなそういう関係団体とタッグを組んで、いろんな空き家対策について平戸市あたりは公民館とか、いろいろ歴史的な建物、いろんなのが多いもんですから、そういう部分については、多分早くにそういうふうな位置づけをされてやっておられるんだろうと思いますけれども、佐々町もやはり一番空き家対策で困っている、先ほど町長も申されたように、所有者の所在とかいろいろな相続関係の内容が分からないというようなお話でしたよね。だから、個人財産については手をつけられないと、そういうような状態の中では、この官民連携をした、こういうふうな先ほど改正空き家法でも位置づけされている団体関係の事務処理が、いろいろ相談内容が全部一手に引き受けた中で連携をされたというようなことをお聞きしたわけですね。

だから、そういうふうなことを踏まえて、やはり今後検討していくべきじゃないかなというふうに思っているわけなんですけれども、その辺のお考えを最後にお尋ねして終わりたいというふうに思いますけれども、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永安議員がおっしゃっているのは、多分空き家を利活用する一つ的手段としましてってということで、いろいろな移住されるとか商売をされる方とかに対しても、空き家バンクの登録制度というのがあるわけですが、本町におきましては、民間事業者の戸建て物件とか賃貸アパートが充実しているところもあるわけですが、空き家バンク制度というのが今まだ創設に至っていないということでおります。

移住されることに対しましても、やはり子育て世代の移住とか、移住・定住の促進支援とか補助事業によりまして、経済的な支援を行っているところでございますので、やはり空き家を利活用するというのは、方策につきましては、今後ほかの自治体と同じように町としましても参考にしながら、それをやって研究させていただきながら、そういう利活用も十分やっていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

はい、分かりました。移住・定住の話が町長から出されましたんで、移住して来られる定住者に向けても、その空き家を少し活用するような方策あたりも、先ほどの官民連携のところではいろいろ手伝いをされるというふうに思います。

ひとつ住民の方からの話があった中では「いろいろ自分たちが死んだあと、この空き家、その家は土地と建物全部ひっくるめてあげてもいいんだけど、誰か都会から来る人がいないだろうか」という話もあったわけです。

それは、少し改装したりとか、リフォームを手だてしなきゃいけないんですけど、土地がついてくればやはり家庭菜園したりとか、いろいろそういうふうなことを考えておられる高齢者等も、ついのは住みかでは、そういう人に対しては、理解された中でやはり移住・定住が進むんじゃないかなというふうなことも話を私どもの中ではしたわけです。

だから、そういうふうな状況の中でいろいろ知恵を絞って、建設課が所管ですけれども、この空き家をどうするかということを起点に、いろいろ民間の方あたりの知恵を頂きながら進めていただければなあと。町長もそういう方向で、参考にしながら検討していくということでお話をいただきましたので、あとは佐々町のよりよい希望のある未来が訪れますようにお祈りをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、7番、永安文男議員の一般質問を終わります。
11時10分まで暫時休憩といたします。
しばらく休憩します。

（11時00分 休憩）
（11時10分 再開）

— 日程第3 議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第6号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

議案書を1ページ、おめくりいただきたいと思います。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

議案書と併せましてお配りしております、総務課資料1を併せて御覧いただければと思います。

特別職の報酬等の額につきましては、町の条例で定めるものとなっております、額の改正をする場合は、特別職報酬等審議会へ町長が諮問し、審議会の意見を聞くものとなっております。

今年度、佐々町議会から議員報酬の見直しについて、要望書を提出いただきましたので、その内容を踏まえて審議会に諮問を行っております。

審議会につきましては、令和5年10月30日を皮切りに三度、開催をさせていただいております、審議の内容といたしましては、県下の市町との議員報酬の比較、財政状況の比較、全国類似団体との議員報酬、財政状況の比較、議員報酬原価方式モデルによる算定との比較、本町一般職職員の給与との比較等を行いまして、令和6年1月9日に答申を頂いております。

資料を1枚めくっていただきまして、こちらが答申の内容となっております。

左側のページ、2ページの中段に表がございますが、こちらが今回、答申を頂きました、議員報酬の上限額となっております。

議案書にお戻りいただきまして、まず、議長の議員報酬の月額31万円を32万円に、副議長の月額24万9,000円を27万2,000円に、委員長の月額23万5,000円を26万7,000円に、議員の月額22万6,000円を25万9,000円に改めるものでございます。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第7号 佐々町消防団条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第7号 佐々町消防団条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第7号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

議案書を1枚おめくりいただきたいと思います。
佐々町消防団条例の一部を改正する条例。
佐々町消防団条例（令和4年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。
条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。
お配りしております資料と併せて御覧いただければと思います。
佐々町消防団条例の一部改正についてということで、今回の改正内容は大きく4点となっております。
まず1点目が、機能別団員（補助団員）の定義及び資格事項の追加。2点目が、町外居住者（入団後転出した団員）でございますが、その団員に係る分限事項の除外規定の追加。3点目が、一時的な転出団員に係る休団制度の創設。4点目が、出動時間による報酬区分の追加となっております。

まず、1点目の機能別団員（補助団員）の定義及び資格事項の追加でございます。

新旧対照表の改正の部分としましては、第2条の2及び第4条の第4号の改正となります。現在、団員として任命され、佐々町消防団補助団員の任務等に関する要綱に基づき、補助団員につきましては活動を行っていただいておりますが、これまで条例上の規定がなかったため、今回、基本団員と補助団員を分けて定義を行うものでございます。

また、消火活動に参加するために最低限の知識、技術を持つことが必要と考えられるため、補助団員任命に係る資格を消防職員または消防団員経験を有し、65歳未満の者とするという改正でございます。

それから、2点目、町外居住者（入団後転出団員）に係る分限事項除外規定の追加でございます。

改正箇所は、第6条の第2号となります。こちらにつきましては、入団当時は団員としての資格を具備していた団員が、職場の変更やライフスタイル等の変化により、町外居住となっているケースが複数ございます。現在の条例であれば分限処分となってしまいますが、対象となるほとんどの方が、現在、消防活動に参加されておまして、一部の方につきましては、分団幹部として一般団員の模範とされている方もいらっしゃいます。

そのようなことから、町外居住であっても活動する意思があり、消防団においても活動が可能と認められる場合において、分限を除外する項目を追加するものでございます。

3点目が、一時的な転出団員に係る休団制度の創設でございます。

新旧対照表でいきますと、第6条の2の追加となります。こちらにつきましては、遠隔地への異動などにより一時的に佐々町を離れ、消防団活動が困難になる団員が発生しており、現在の条例では消防団を退団せざるを得ない状況が出てきております。

消防団を退団し、再度入団し直すことが難しいとの意見も消防団のほうから伺っておりますので、団員確保の観点からも、3年未満の一時的な転出におきましては、佐々町へ戻ってきた際に、円滑に消防団活動へ復帰できるよう休団制度を創設するものでございます。こちらの休団した団員につきましては、休団の期間中は報酬は支給をしないこととしております。

4点目、出動時間に係る報酬区分の追加についてということで、こちらにつきましては、現在、計画的に実施をしております、火災想定訓練などの訓練につきましては、今、2時間以内、4時間以内などの報酬区分を明示し、出動報酬の支給を行っておりますが、火災などの出動、行方不明者の搜索活動、操法大会の訓練などにおいては、その2時間以内を超える時間で活動をしていらっしゃいますので、そこを2時間以内に活動を制限することが困難となっております。

そこで、今回、活動の実態により報酬を支給することを目的とし、2時間以内と4時間以内の間に3時間以内の報酬区分を追加するものでございます。

こちらにつきましては、申し訳ございません、新旧対照表でいきますと、第12条の改正となります。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第7号 佐々町消防団条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第8号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第8号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例廃止の件を議題とします。
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第8号 朗読）

中身につきましては、企画商工課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは、議案書に添付しております資料を御覧ください。

佐々駅舎交流センターについて、現在までの経緯を記載しております。

当初は、観光協会を指定管理者として事務を進めることとしておりましたが、8月の委員会では、松浦鉄道に指定管理者として事務を進める旨をお話しいたしました。その後、松浦鉄道と指定管理者制度導入について協議を行いましたが、難色を示されたことを10月の委員会で御報告いたしました。この時点でも当初の計画から二転三転したことを、大変申し訳なく思っております。

そして、現状でございます。松浦鉄道の意向といたしましては、経営状況が厳しく、沿線自治体から支援を受けている立場、さらに、運転手や事務員を含めた上での人員不足もあり、指定管理業務という新たな業務、特にその中でも、テナントの募集、運営に関しましては相当のリスクを負うことになり、受託することが難しく、取締役会に提案しても理解を得ることが難しいということでございました。

また、観光協会が乗車券の販売を受託していることもあり、今後の対応について、西肥バスの意向につきましても確認をさせていただきました。

そこで、西肥バスからは、今まで観光協会に乗車券販売を委託してきたのは、もともと佐々町の観光行政に協力するために、新たな仕事として乗車券販売を委託しただけで、西肥バスの受託分で不足する費用、いわゆる赤字分は、佐々町の観光行政の財政負担と考えており、観光

協会が乗車券販売を取りやめるとしても、佐々駅舎での乗車券販売を西肥バス独自で実施することはできないとのことでした。

それぞれの意向をお伝えしたところ、松浦鉄道と西肥バスが協議を行い、松浦鉄道が西肥バスの乗車券販売を受託する方向で調整を行っておられます。

それから、現在の条例関係を記載しております。以上が、これまでの経緯、現状でございます。

続きまして、裏面のほうを御覧ください。今後の対応についてでございます。

まず、佐々駅舎につきましては、指定管理者としての管理を想定していましたので、令和4年3月に、佐々駅舎交流センターの設置に関する条例を制定し、行政財産としております。当初の組立てでは、指定管理者がテナント募集することで考えておりましたが、思うように事務を進めることができず、前ページにありますように、町がテナント募集を2回行いましたが、応募はありませんでした。そのテナント募集に際しての条件として、行政財産であるため、1年以上の長期貸付けができないことも応募がなかったことの背景にあると考えております。

これらの経緯を踏まえて、指定管理者制度は導入しないということで考えており、つきましては、地方創生交付金を活用して佐々駅舎をリニューアルし、観光協会が指定管理者として管理することで、にぎわいを創出するという計画でこの事業を進めてまいりましたが、佐々駅舎完成後2年という期間を経過する中で、まずは、佐々駅舎の有効的な利活用を進められるよう、今回、設置条例を廃止し、行政財産から普通財産の佐々駅に戻し、今後、日常の駅舎の管理につきましては、駅舎改修前のように松浦鉄道が行い、建物に大きな修繕等が発生した場合につきましては、建物の所有者である町が行う形にしたいと考えております。

また、具体的な時期はこれからの協議となりますが、現在、観光協会が行っている松浦鉄道と西肥バスの乗車券販売につきましては、松浦鉄道に切り替えることとなります。テナント室につきましては、引き続き町が入居者募集を行います。募集を町内不動産業者の力を借りることも検討いたします。佐々駅舎やテナント室の管理につきましては、松浦鉄道をはじめ、入居者をお願いしたいと考えております。

それから、現在使用されていない観光情報センターの対応でございますが、土地につきましては、国土交通省から引き続き無償で借用させていただき、西肥バス利用者の駐車場として利用しますが、建物の利用につきましては、まだ活用方法が決まっておらず、引き続き検討させていただきたいと思っております。

最後の観光協会についてでございますが、乗車券販売がなくなることで事務局の負担が大幅に減少すること、赤字補填の160万円もなくなりますので、当面は、事務局を引き続き企画商工課が担当し、今後の観光協会の活動につきましては、地域振興という視点も踏まえて、支援を行っていきたいと考えております。

それでは、議案書のほうに戻っていただけますでしょうか。

佐々駅舎交流センターの設置に関する条例を廃止する条例。

佐々駅舎交流センターの設置に関する条例（令和4年佐々町条例第27号）は、廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

経過については理解しましたがけれども、そもそも今回の駅舎の改修といえますか、リニュー

アルをしたわけですよ、リニューアル工事をね。その費用というのは、おおむね幾らかかったのか。それで、そのうち町の一般財源っていうか、要するに、国からの補助は幾らだったのか。分かる範囲でお答えいただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

今回の駅舎のリニューアルについての費用につきましては、3,600万円で、そのうち2分の1が国からの費用となっております、残りの分については、起債を活用しております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

そういう点で、その1,600万円は町の持ち出しということであつたわけですが、いずれにしても、いわゆるテナント募集っていうのがうまくいかなかったということなんですけれども、そのあたりの見通しはどうだったのかですね。

大変残念な結果なんですけれども、考えてみると、いろんな条件を考えると、あそこで、いわゆる物品を販売するなどのテナントというのは、なかなか厳しいのではないかと。利用者数等を見ればですね。そういうふうに考えると、当初の計画に甘さはなかったのかということを改めて伺いたいと思いますが、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

テナント募集につきましては、こちらのほう、場所のこともございまして、少し甘く考えていたところがありました。現在の状況とか、その状況を確認しましても、J R佐世保駅でもテナントが空いているような状況もありますし、そこら辺は見込みが甘かったと思います。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。
2 番。

2 番（川副 剛 君）

1階テナント部分について質問しますが、2回募集したが、応募がなかったと。行政財産であつて、普通財産じゃなかったっていう答弁もありましたけれども、そもそも賃料設定が高いんですよ。

佐々町内の物件を見ても、1坪大体4,000円、相場は。安いところなんて2,000円ぐらいなんですよ。これ、13坪で9万円ちょっと。1坪で割ると7,000円ぐらいなんです。まず、これ賃料設定が間違えていたんじゃないのかな、相場を調べてないんじゃないのかなと思うんですけども。

今後、この辺も検討される予定だと思うんですけども、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

テナント料の設定につきましては、こちらのほう、一応、不動産屋さんにも確認したところ、駐車場とかも含めたところで、金額は適正ではないかという意見も伺っていましたが、結局、実際、テナントが入らなかったということは事実でございますので、今後、不動産屋さんもまた含めたところで、ちょっと、そこら辺は検討させていただきたいと思っております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

民間不動産にも委託する可能性もあるということなんですけれども。民間不動産は保証協会がついているんです。債権回収なんかは保証協会が対応するんですけども、その辺も含めて考えていらっしゃるのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

そちらのほう、不動産業者にお願いするところは案内のほうだけのみで、家賃保証のほうは考えておりません。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（川副 剛 君）

最後は意見なんですけれども、結局、特殊な場所であって、人の流れが読めないんですよ。私の意見としては、1 か月、2 か月、チャレンジスペースといいますか、ちょっと安い家賃設定で、1 万円とか2 万円で、それで事業者に貸し出すと。そして、その事業者が採算の見込み、収支の予想が立てられるものですから、そこから本決まり、本契約っていうふうな流れでも、一つの案としてはいいのかなと思いますので、意見としてつけておきますので、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

すみません、所管委員会のほうで、経過なり等々については確認しているんですけど、ちょっと表現について違和感を感じる部分があったんで、確認させてください。

条例関係で、今回、佐々駅舎交流センターの設置に関する条例の廃止ということで、提案されております。関連条例として見まして、佐々町観光情報センターの設置及び管理に関する条例がありますよね。こちらの資料で頂いている分が、佐々町観光情報センターの未利用施設の対応ということで、もう「未利用」と明言されている中で「建物の利用については、引き続き検討」ということで、今回、設置に関する条例の場所とか、その管理に関する条例があるわけですよね、交流センターのですね。だから、そこは未利用であって検討で、条例としては、沖田免117、118のほうの設置条例があるんで、そのところは、どのようになるのかという部分がちょっと見えませんので、確認をさせてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

議員さん御指摘のところは、今ある観光情報センターの条例については、どうなるのかということだと思われます。

そちらのほうにつきましては、すみません。まだ廃止をするのかっていうところまで、検討が進んでおりません。今後、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

であれば、その「未利用施設の対応」という表現は、そもそもおかしい。利用しているわけですよね、現状も。現状がもう未利用施設っていうことになると、そもそもの観光情報センターの設置及び管理に関する条例についても、何らかの条例の改正なりの手続が同様に上がってくるっていうように認識しますので。そこんところで、ちょっと違和感を感じたもので、確認をさせていただいている次第です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第8号 佐々駅舎交流センターの設置に関する条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第6 議案第9号 佐々町高額療養費及び
高額介護サービス費資金貸付基金条例の一部改正の件 —
- 日程第7 議案第10号 佐々町高額療養費及び
高額介護サービス費資金貸付基金条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第9号 佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例の一部改正の件、日程第7、議案第10号 佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例廃止の件、以上の2件については関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号と議案第10号の2議案は、一括議題とします。
町長が議案第9号と議案第10号の2議案のかがみの朗読と提案理由の説明後、住民福祉課長から各議案の説明をお願いいたします。

その後、一括で質疑を行い、討論、採決については、それぞれ行います。

それでは、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第9号 朗読）

（議案第10号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、議案第9号の議案のほうをお願いいたします。

1ページをおめくりください。

佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例の一部を改正する条例。

佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例（昭和52年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存

在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正につきましては、提案理由にもありましたように、基金の額に変更が生じております。

内容につきましては、欠損金21万2,000円が発生しております。当該基金が定期運用基金でありまして、資金と一致する必要があるため、今回、基金の額300万円から21万2,000円を減額し、基金の金額を278万8,000円に合わせるために、一部改正を行うものでございます。

欠損金21万2,000円について、御説明申し上げます。今回の21万2,000円につきましては、平成12年に貸付けのほうがされておりました。金額としましては、21万3,000円であったんですけども、そのうち1,000円が償還されたまま、未償還として21万2,000円が残っているところでありました。

この私債権につきましては、平成22年の7月に、御本人さんの御自宅に訪問された記録があったんですけども、その後も調査等を行っておりまして、ことしの1月19日に、実際にこの申請者宅に訪問して、返済の相談をしているところです。本人さんが今現在、年齢的に、もう仕事をすることが難しく、支払いが困難ということでお話をされております。あと、時効の主張ということで、消滅時効の援用通知書が本人から提出されましたので、こちらのほうを受領しております。

私債権の場合は、民法の時効期間は10年ですがけれども、時効期間だけでは時効が成立しないことになっておりますけれども、本人さんからの時効の申出がありましたので、今回、時効が確定したということになっております。

これをもちまして、ほかの公債金と同様に欠損処理を行いたいと考えております。欠損処理につきましては、この議決をもちまして欠損処理を行いたいというふうに考えております。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

改正前「第2条、基金の額。基金の額は300万円とする。」を、改正後に「第2条、基金の額は278万8,000円とする。」

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第10号の廃止の件でございます。

こちらにつきましては、提案理由にありましたように、近年、貸付けの実績が減少しているところでございます。平成29年度から令和3年度は、貸付けはなしというところで、令和4年に1件あっておりますけれども、これは返済済みとなっております。

制度としましては、高額療養費については、限度額認定証の交付により、医療機関等での一部負担にかかる高額療養費の全てが現物給付となっております。

それから、高額介護サービス費につきましては、負担割合証及び限度額認定証を提示することによりまして、費用負担が自己負担額に抑えられるということになっております。

この廃止後なんですけども、一般会計において高額療養費貸付金として計上しまして、申請があった場合は対応可能としております。こういったことから、今回、本条例を廃止するものです。

それから、この基金廃止をもちまして、一般会計へ繰り入れるように、3月補正へ計上しております。

併せまして、佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金規則の廃止も行う予定としております。

それでは、条例のほうをお願いいたします。

佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例を廃止する条例。

佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例（昭和52年佐々町条例第18号）

は、廃止する。

附則。この条例は、令和6年3月31日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから一括質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから、それぞれの議案について、討論、採決を行っていきます。

まず、議案第9号 佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例の一部改正の件について、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第9号 佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例廃止の件について、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第10号 佐々町高額療養費及び高額介護サービス費資金貸付基金条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（11時49分 休憩）

（11時50分 再開）

— 日程第8 議案第11号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第11号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第11号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

議案をめぐっていただきまして、議案に添付しております資料を御覧ください。

今回の条例の一部改正について、御説明申し上げます。

改正の趣旨としましては、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランということで、国のほうから提示されております。この中で、書面掲示や目視等を義務付けるアナログ規制については、点検・見直しするということになって、順次、見直しがされているところであります。

それから、フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出についても、手続のオンライン化の支障になっているということから、今回、見直しが行われているところでございます。

改正の内容でございますけども、特定教育・保育施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直すことにしまして、これの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないということと、それから、磁気ディスク、シーディー・ロム等による記録の交付を定めた規定の見直しをいたしまして、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図るものでございます。

提案理由にありました関係法令でございますけども、母体保護法施行規則等の「等」のところに、今回、一部改正をいたします、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴いまして、今回、改正するものでございます。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第27号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。改正前の第23条でございます。

こちら「掲示」ってしてあるところが改正後に「掲示等」というところで、これまで書面掲

示のみをしたところを、今回、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないこととするというふうに整備したものでございます。

それから、第53条、電磁的記録等のところでございます。

第2項のところなんですけども、ページの裏面を御覧ください。

第2号のところになります。こちら、磁気ディスク、シーディー・ロム等の使用による記録の交付を、媒体の種類を示さない電磁的記録媒体に改めるものでございます。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第11号 佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（11時56分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第9 議案第12号 佐々町介護保険条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第12号 佐々町介護保険条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第12号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

す。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、議案に添付しております議案第12号の資料を御覧ください。

まず、1枚目のA3の横の資料を御覧ください。

今回、介護保険料額の改定ということで、御提案させていただきます。

今回、介護保険法施行令の一部を改正する政令が、令和6年1月19日に公布されております。この政令の中で、これまで介護保険料が9段階だったのが、13段階の見直しが行われております。

今回、保険料につきましては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据えまして、1号被保険者間での所得再分配機能を強化ということで、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げが行われております。引下げが行われたことによりまして、低所得者の保険料上昇の抑制が図られたものとなっております。

今回、この国の標準段階に基づきまして、国の見える化システムを用いまして、本町の給付見込み、介護保険料額の収入見込みなどを推計しながら、保険料額を検討したところでございます。

その結果、第5段階の基準額になるんですけども、中段になります。第5段階の基準額が月額6,153円ということで、差額が前回の第8期と比べまして427円ということで、保険料のほうが上がっております。今、A3の資料の右側の段階、1段階から13段階あるんですけども、こちらは今回、第9期の保険料額として御提案させていただくものになります。

次の資料を御覧ください。

こちらは、先ほど申しました国の見える化システムによりまして、所得段階別の被保険者の人数と割合を示したものになっております。第1段階が17.3%、第7段階の方が14.7%と高い割合となっております。下段の令和6年度の歳入歳出の見込みも、併せて掲載しております。

次の3ページを御覧ください。

こちら、介護保険給付費の推移でございます。令和3年度から令和5年度までの第8期の計画期間の給付の実績及び実績見込み、それから令和6年度から8年度までの第9期計画期間の推計値を掲載しております。

この第9期の計画期の推計値は、先ほどの介護保険料の見込額の給付推計となっております。令和5年11月分までの給付の実績を基に、推計を行っております。令和6年度は報酬改定の影響もありますので、令和5年度と比較すると伸び率が高くなっている状況です。

それから、給付全体での推計値は表にありますとおり、緩やかに伸びていく見込みとなっております。近年、居宅介護サービスへの給付費が著しい増加傾向にある一方で、施設のサービスの伸び率は低い傾向にあります。これは、住み慣れた町や自宅で最後まで暮らしたいとの希望が多いことが要因であると推測されます。

資料の4ページを御覧ください。

こちら、被保険者の推移と認定者及び認定率の推移についてでございます。

まず、上の段の被保険者の推移なんですけども、被保険者数は、高齢化に伴い年々増加傾向になっております。令和4年度までは、65歳から74歳までの前期高齢者の割合が75歳以上の後期高齢者よりも高かったことに対しまして、令和5年度には後期高齢者の割合が高くなっているところです。令和6年度から令和8年度も、そのような推移となっていく見込みとなっております。

ります。

後期高齢者になりますと、要介護認定率が大幅に増加する傾向がありまして、それに伴い介護の給付費も増加する傾向があると予測されます。

続きまして、認定者数及び認定率の推移を御覧ください。

佐々町では、これまで介護予防の取組の成果もありまして、令和4年度末の全国の要介護認定率の平均が19%、県の平均が19.9%と比較しますと、認定率は低い状態にあります。しかし、今後、高齢化が進む中で年々増加の傾向が出ておりまして、令和5年度におきましても、前年度と比べまして1.6ポイント高い、15.2%となっているところでございます。

この高くなっている要因としましては、高齢化に伴い新規の要介護認定者数の増加によるものと分析しているところです。この認定率につきましても、年々高くなる見込みとなっております。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。

こちら、財政調整基金の現在高の状況ということで、第3期から第8期までの基金の状況をお示ししております。

第8期なんですけども、今回、第8期終了後の基金残高は約1億円と見込んでおります。先ほどお示ししました第9期の介護保険料につきましては、この基金残高を第9期期間中に全て取り崩す見込みでの保険料額となっております。

例えば、9期の計画期で保険料を必要な額よりも低く設定した場合、保険料で賄えない給付費は基金の取り崩しを多く行うことになりまして、そうすると、令和6年度、7年度で基金を全て取り崩し、8年度には不足する資金を県から借入れすることになる可能性があるかと推測しております。そうなった場合、次期の計画期間となる第10期の介護保険事業計画では、基金の残高がなくなりまして、借入れの返済も必要となりますので、介護保険料は第10期で大幅に増額となる可能性があると考えられます。

このような事態を防ぐために、段階的に介護保険料を増額していくことが必要ということと考へまして、今回お示ししている介護保険料は最低限必要な額ということで考へております。

資料の佐々町介護保険料の段階の推移ということで、第1期から第8期までの介護保険料の額を掲載しております。この中で、すみません、第1、2期の分が漏れておりました。基準額としましては、第1期が3,000円、第3段階の基準額になります。第1期が3,000円、第2期が3,800円となっております。

資料の説明は以上です。

議案のほうをお願いいたします。

かがみをめくっていただきまして、佐々町介護保険条例の一部を改正する条例。

佐々町介護保険条例（平成12年佐々町条例第22号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。改正前の令和3年度から令和5年度までを、改正後で令和6年度から令和8年度までに改めるものでございます。

それから、保険料率、第5条のところなんですけども、改正前は、第1段階から第9段階に設定したものを、今回、第1段階から、次のページめくっていただきまして、第13段階まで設定するものです。

それから、2ページの第5条の第2項、第3項、第4項になりますけども、こちら低所得者の保険料軽減の強化を引き続き公費を投入して実施するため、軽減後の保険料を改正するとい

うことで、第1段階が2万1,000円、第2段階が3万5,700円、第3段階が5万500円と改正するものでございます。

附則。第1項、施行期日。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、経過措置。改正後の第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。
4番。

4 番（永田 勝美 君）
ただ今説明の中で、いわゆる低所得者の方への公費の投入ということがありました。その公費の投入の枠組みといたしますか、公費の投入を可能とする条例、法律というか、仕組みで結構ですので、お答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

この分につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令案のところで、前回もこういう減額の制度はあったんですけども、この法律の第124条の第1項の規定によりまして、町村が所得の少ない者の保険料を減額賦課した場合は、減額した額の総額を一般会計から特別会計に繰り入れることができるということで規定されているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）
今説明のあった、いわゆる所得が低い方に対しての認定というのか、所得が低い基準というのはどこを指してますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

資料のA3の資料になりますけども、この所得段階の1段階、2段階、3段階の方が該当されることになっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑は。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

反対討論を行います。

今、介護保険法が改悪が続けられていまして、保険料は当初の2倍です。佐々町でも、先ほど説明がありましたように、第1期3,000円であったものが、現在は6,153円に、今回の案ではなっていますから、まさに全国と同様です。

自己負担も、一定額の所得以上の方は1割負担であったものが、2割負担、3割負担というふうを増やされていきます。私のうろ覚えですけども、420万円以上の方は2割負担、700万円超える方は3割負担、720万円ですか、超える方は3割負担というふうになっているかと思います。

さらに、それだけじゃなくて保険料が上がり、いわゆる利用料も上がり、それだけじゃなくて、利用制限が拡大されています。かつては、介護保険の要介護1、2、そういったところについても介護給付がされていたんですけども、これがサービス給付にされたり、あるいは、例えば特別養護老人ホーム入所についても、かつては規定がなかったのが、今は介護度3以上というふうになっています。

ですから、給付のほうは制限される。利用しようと思えば自己負担が増える。それで、保険料も増えると。まさに、どんどん社会保障という角度から見れば、改悪されてきたのではないかなというふうに考えています。

そもそも、後期高齢者がピークになる2035年をめどに、2035年から40年頃をめどに、この介護保険というのは元々設計されてきたというふうに認識しておりますが、この間、国の負担割合は全く増えていないんですね。ですから、結果的には、今回の佐々町介護保険条例の改正案というのは、こうした国の社会保障を大きく切り崩す政策の、現行の枠組みの中では、結果的にその介護保険改悪のお先棒を担ぐ内容とならざるを得ないというふうに思います。

際限のない保険料の引上げがあり、そして一方で、年金は目減りする、賃金は上がらない。本当に佐々町は、介護予防に努力を重ねてきたんですけども、実はこういう結果になる。それはまさに、今の介護保険制度がもたらす弊害と言わざるを得ない。

ですから、町の責任というわけではないけれども、そのままこの介護保険引上げを容認するというわけにはいかないというふうに考えまして、さらに、介護保険というのは、要するに例えば医療保険制度というのは、医療保険の場合は、ほぼ年に1回ぐらいは病院にかかるという方が大半なんですけれども、介護保険の場合には、一生使わないという方が8割なんです。介護保険を使う方というのは、2割しかいない。そういう方々に対して、いわゆる全体の保険制度ですから、公的保険ですから、一定の保険料を出して賄うということは当然あってしかるべきなんですけれども、その額が月額1万円を超えるというのは、あまりにも本当に保険負担が重すぎるというふうに考えまして、今回の条例には反対いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

次、討論をお願いします。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

賛成討論いたします。

現行法の介護保険法の部分につきましては、地方議会であらえぬ部分がある、歯がゆい思

いもあるんですけども、今回の本町条例の改正につきましては、現行法の改正の下、低所得者への配慮もあり、かつ、本町においては、多世代包括支援センターの努力等もありまして、介護予防にも力を入れ、実質、保険料的な部分につきましては、介護保険法が始まったとき、なかなか佐々町も厳しいというような財政状況、また、認定率等もありまして、その努力を重ね、第7期、8期においては、基準額においては抑えることができた健全経営をなされております。

今回、担当課から説明があったのは、将来を見据えて非常に現状分析をなされた結果であり、現状の第8期の県内の本町の基準額的には、県内21市町の中で12番目ということで、なかなか抑えて介護保険の運営がなされていると。今後も努力をしていただきたいという思いもあるとともに、持続可能な介護保険の維持に努めていく上での、先見性を持って、少なからずとも早め早めの手を打つということで、今回のやむなき改定になっているというふうに理解します。

よって、賛成討論とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第12号 佐々町介護保険条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

- 日程第10 議案第13号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —
- 日程第11 議案第14号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件 —
- 日程第12 議案第15号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件 —
- 日程第13 議案第16号 佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第13号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、日程第11、議案第14号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件、日程第12、議案第15号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件、日程第13、議案第16号 佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件、以上の4件について、関連がありますので一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の4議案は一括議題とします。

町長が、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の4議案のかがみの朗読と提案理由の説明後、住民福祉課長から各議案の説明をお願いいたします。その後、一括で質疑を行い、討論・採決についてはそれぞれ行います。

それでは、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第13号 朗読）

（議案第14号 朗読）

（議案第15号 朗読）

（議案第16号 朗読）

いずれも、住民福祉課長をもって説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それではまず、議案第13号の資料から御説明申し上げます。

第13号の佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

改正理由につきましては、提案理由と同じものとなっておりますので、割愛させていただきます。

それでは改正内容でございます。

改正内容につきましては、基準省令に従いまして、定めるべきもの及び基準省令を参酌するべきものは当該省令のとおりに規定するということで改正をしております。

改正内容でございます。

まず、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の変更でございます。要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44以下が、1人当たりの取扱件数に変更になっております。

それから、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間において、システムを活用した場合は、先ほどの要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49以下ということで、取扱件数が改定されております。

次が、管理者の兼務範囲の明確化でございます。こちらは、管理者が兼務できる事業所の範囲が、同一敷地内における事業所、施設等でなくても差し支えないということが明記されたものでございます。

続きまして、公正中立性の確保のための取組の見直しでございます。これは、前6か月間の作成したプランの各サービスの割合を、利用者やその家族に説明するように努めなければならないというふうに改正されたものでございます。

続きまして、身体拘束等の適正化の推進でございます。こちら、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除きまして、身体拘束等を行ってはならないものとしますが、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その理由を記録しなければならないと改正されたものです。

2ページを御覧ください。

指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングでございます。これは、下に示します（ア）と（イ）の要件を満たした場合に、少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問し、モニタリングを行うことが可能としております。また、訪問しない月は、テレビ電話等で活用したモニタリング、面接を行うことができるというふうな改正でございます。

続きまして、重要事項の掲示でございます。これまで重要掲示につきましては、書面掲示ということになっておったんですけども、今後はインターネットでも閲覧できるように、原則としてウェブサイトにも掲載するというところで改正されております。こちらにつきましては、1年間の経過措置期間を設けるようになっております。

最後の特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しでございます。こちら、提案理由にもありましたように、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための、厚生労働省関係省令の一部を改正する省令によるものでございます。

こちらにつきましても、磁気ディスク、シー・ディー・ロムを使った記録の方法というところが、電磁的記録媒体という記載に改めるものでございます。

説明が遅れましたけども、今回、今説明しました議案につきましては、対象事業所につきましては、ここに参考と記載しております4事業所が該当するものでございます。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年佐々町条例第4号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の新旧対照表を御覧ください。

まず、第3条の基本方針の第4項のところでございます。第4項の2行目の地域包括支援センターのあとに、改正後は「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加えたものでございます。

2ページを御覧ください。

第4条の従業者の員数でございます。こちらは先ほど資料で説明しました、ケアマネジャーの1人当たりの取扱件数を改正したものを示しております。

それから、第5条の管理者でございます。こちらは先ほど説明しました、管理者の兼務の範囲の明確化が示されているところでございます。

それから、3ページ、第6条の内容及び手続の説明及び同意のところでは、こちらは先ほど説明しました、前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合を、利用者や家族に説明しなければならないというふうに改正されたところです。

4ページを御覧ください。

下段の第5項の次のページ、5ページの第2号のところなんですけども、こちら、特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しを改正したところでございます。

それから、6ページの第15条でございます。こちら、指定居宅介護支援の具体的取扱方針ということで、先ほど説明しました、身体拘束等の適正化の推進のところでございます。

それから、同じ第15条の第15号なんですけども、こちら、介護支援専門員がほかのサービス事業者との連携によるモニタリング、面会を行うものを規定したものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

第24条の掲示でございます。こちら、重要事項の掲示をインターネット等でも、ウェブサイトでも掲載しなければならないというのを規定したところでございます。

それから、9ページの第31条、記録の整備でございます。こちら、身体的拘束等を行う場合の理由等の記録を行うものの整備について改正したものでございます。

それから、第34条、電磁的記録等のところでございます。こちら、特定記録媒体の使用を定める規定の見直しを行ったところでございます。

最後の10ページを御覧ください。

附則。第1項、施行期日。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、経過措置。改正後の第24条第3項、こちらは重要事項のウェブサイト掲載のところになります。（改正後の第33条において、準用する場合を含む。）の規定は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、適用しない。

議案第13号については、以上でございます。

続きまして、議案第14号に添付しております資料を御覧ください。

こちら、佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてでございます。改正理由につきましては、割愛させていただきます。先ほどの第13号と同じ内容となります。

佐々町指定地域密着型サービスにつきましては、町内にある事業所の分のみを説明させていただきますので、よろしくお願いします。

町内にある事業所につきましては、すみません、今、議案第14号の資料の最後のページ、4ページになりますけども、こちらに参考として対象事業所を掲載しておりますので、参考となさってください。よろしくお願いいたします。

それでは1ページに戻りまして、改正内容でございます。

こちら、まず、管理者の兼務範囲の明確化ということで、全地域密着型サービスに対しまして管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内におけるほかの事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化したものでございます。

それから、小規模多機能型居宅介護、こちら佐々町でございます。こちらにつきましては、（看護）小規模多機能型居宅介護の管理者による、他事業所の職務との兼務について、他事業所のサービス類型を限定しないこととすると、改正されたものでございます。

続きまして、身体拘束等の適正化の推進でございます。こちら、2段ありますけども、上の段が定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちら佐々町内にも事業所がございます。こちら先ほどの第13号と同じ内容になりますけれども、やむを得ない場合を除いて身体拘束等を行ってはならないものとしまして、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その理由を記録しなければならないとされております。

それから、下段の小規模多機能型居宅介護でございます。こちらは、身体拘束等の適正化のための措置ということで、委員会の設置や指針の整備及び研修の実施を講じなければならないということと、この委員会の開催については、テレビ電話等も活用が可能ということで改正されております。これについては、1年の経過期間が設けられております。

次のページを御覧ください。

3段ありますけれども、2段目の重要事項の掲示でございます。こちら、全地域密着型サービスが該当するものでございます。こちらにつきましては、先ほど説明しました議案第13号と

同じ内容となっておりますので、割愛させていただきます。

それから、下の段の介護現場の生産性の向上です。こちら、町内にあります小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が該当するものでございます。こちらは、事業者が利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策として検討するための委員会を設置するものということで、3年の経過措置期間を設けられております。

続きまして、3ページを御覧ください。

協力医療機関との連携体制の構築ということで、認知症対応型共同生活介護、こちらのほうが該当するようになっております。それから、その下の新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携ということで、こちらのほうも認知症対応型共同生活介護のほうに該当するようになっております。

最後、4ページになります。

一番下の枠になります。特定の記録媒体の使用を定める規定の見直し、こちら、全地域密着型サービスが該当しております。この内容につきましても、議案第13号のほうで説明しておりますので、割愛をさせていただきます。

それでは、議案のほうをお願いいたします。議案第14号をお願いいたします。

かがみを1枚めくっていただきまして、佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

それでは、新旧対照表のほうを御覧ください。

まず、第6条の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数ということで、こちら、先ほど申しました管理者の兼務範囲の明確化を改正したものでございます。

それから、次のページを御覧ください。

次のページなんですけれども、改正前第11号のところでございます。こちら、改正後は第11号を削除しておりますけれども、こちら、指定介護療養型医療施設というものが平成24年度の末をもちまして廃止となりますので、今回、こちらの第11号を削除するものでございます。

次に、同じページの2ページの第7条、管理者のところでございます。こちらのほうも、先ほど説明しました管理者の業務範囲の明確化をされたところでございます。

3ページを御覧ください。

第9条、内容及び手続の説明及び同意というところです。こちらにつきましては、第9条の第2項第2号のところなんですけれども、今まで磁気ディスク、シー・ディー・ロムを利用していたのを、特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しとされたものでございます。

続きまして4ページでございます。

第24条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針です。こちら、先ほど説

明しました身体拘束等の適正化の推進の改正部分でございます。

それから、この同じ4ページの第34条、掲示のところでございます。こちらは、先ほど説明しました、重要事項の掲示のところの改正でございます。

それから、5ページをお願いいたします。

第42条の記録の整備でございます。こちら、身体的拘束等を行う場合の理由等の記録の改正のところでございます。

続きまして、6ページの第47条から18ページの第79条までは、町内のほうに事業所がありませんので、すみません、説明のほうを割愛させていただきます。

続きまして、19ページでございます。

第82条の従業者の員数等というところでございます。こちら、小規模多機能型居宅介護事業所の改正部分でございます。こちらにつきましては、表のほうを御覧ください。改正前に、指定介護療養型医療施設というものが記載してあったんですけども、これも先ほど説明しましたとおり、今年度末をもって廃止となりますので、こちらのほうを削除するものでございます。

次のページ、20ページを御覧ください。

第83条、管理者のところでございます。こちら、管理者の業務範囲の明確化が改正されたところでございます。

続きまして、21ページ、第92条、指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針。こちらは、身体的拘束等の適正化の推進について改正されたものでございます。

続きまして、22ページを御覧ください。

第106条の2でございます。こちら、先ほど資料で説明したところになりますけども、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るために委員会を設置しなければならないというのが、改正されたところでございます。

続きまして、24ページを御覧ください。

第111条、管理者のところでございます。ここからは、認知症対応型共同生活介護の事業所の部分になります。こちら、管理者につきましても、先ほど説明しました、管理者の兼務範囲が明確化されたところでございます。

続きまして、25ページです。

第125条の協力医療機関等のところでございます。こちら、先ほど説明しました、協力医療機関との連携体制の構築と、新興感染症発生等の対応における医療機関との連携のところの改正でございます。

ページをめくっていただきまして、28ページの第129条から46ページの第202条までについては、割愛させていただきます。

最後、47ページです。

第203条、電磁的記録等。こちら、先ほど説明しました、特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しの改正を行うものでございます。

それでは最後、48ページをお願いします。

附則。第1項、施行期日。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、重要事項の掲示に係る経過措置。改正後の第34条第3項（改正後の第59条、第59条の20、第59条の20の2、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、適用しない。

第3項、身体的拘束等の適正化に係る経過措置。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、改正後の第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中、「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

第4項、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検

討するための委員会の設置に係る経過措置。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、改正後の第106条の2（改正後の第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定については、改正後の106条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

第5項、協力医療機関との連携に関する経過措置。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、改正後の第172条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第14号については、以上でございます。

続きまして、議案第15号に添付しております資料を御覧ください。

佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてでございます。

改正内容でございます。介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置ということで、まず、今、佐々町内にあります対象事業者としましては、2ページの下段に書いておりますとおり、佐々町地域包括支援センターというところになっております。

1ページに戻っていただきまして、まず最初の改正内容、介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置でございます。こちら、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けた場合の人員配置でございます。事業所ごとに、1以上の介護支援専門員を置かなければならないということと、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないというところを改正するものでございます。

それから、その下段の身体拘束等の適正化の推進と重要事項の掲示につきましては、先ほど議案第13号と第14号で説明しましたので、割愛させていただきます。

次の2ページを御覧ください。

こちら、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングということで、次の（ア）と（イ）の要件に満たした場合、少なくとも6か月に1回、利用者の居宅を訪問して面接を行うことを可能とするものでございます。それから、訪問がない場合は、テレビ電話等を活用した面接を行うこととするということで、改正されたものでございます。

次の項目の、町に対する情報提供でございます。

町において要支援者の状況を適切に把握する観点から、町から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を町に情報提供するというものとされたものでございます。

続きまして、特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しにつきましては、先ほど議案第13、14号で説明しましたので、割愛させていただきます。

それでは、議案第15号をお願いいたします。

かがみをめくっていただきまして、佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年佐々町条例第3号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。こちら、第3条、従業者の員数のところでございます。こちら、

第3条は「指定介護予防支援事業所」の前に「地域包括支援センターの設置者である」というところを加えたところでございます。それから、先ほど申しましたとおり、第3条の第2項につきましては、指定介護事業者が介護予防支援の指定を受ける事業所となった場合に、介護支援専門員や管理者を置かなければならないというふうな事業者の員数を規定したものでございます。

それから、第4条につきましても、管理者のところですよ。こちら、先ほど申しました指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることになった場合に、規定するものでございます。

それから、3ページを御覧ください。

第5条、内容及び手続の説明及び同意というところで、こちらのほうにつきましても、事業所はサービスの内容を、利用者又はその家族に対して説明しなければならないというところが規定されたものでございます。

それから、3ページの第4項で、次の4ページの第2号のところでございます。こちらにつきましては、特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しのところでございます。

続きまして、第11条、利用料等の受領でございます。こちら、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けまして、介護予防支援の事業を行うに当たりまして、所要の規定の整備が行われたものでございます。

続きまして、5ページの下段に掲示とありますけれども、めくっていただきまして、6ページ、第22条の掲示のところでございます。こちら、先ほど説明しました重要事項の掲示の改正部分でございます。

それから、同じ6ページの第29条、記録の整備と、あと7ページの第31条、指定介護予防支援の具体的取扱方針。こちらにつきましては、身体拘束等の適正化の推進のために改正された部分でございます。

それから、7ページの一番下の段になります、第31条の一番下の第16号のところでございますけれども、こちら、先ほど説明しました、指定居宅事業所との連携による面接を行うという部分の改正部分でございます。

続きまして、9ページでございます。

9ページは、第31条の第29号になります。こちら、町に対する情報提供を指定居宅介護支援事業所が行うものとして改正されたものでございます。

それから、第34条、電磁的記録等のところでございます。こちら、先ほど説明しました、特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しを行ったところでございます。

それでは、最後のページ、10ページを御覧ください。

附則。第1項、施行期日。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、経過措置。改正後の第22条第3項、こちら重要事項のところでございます。（改正後の第33条において準用する場合を含む。）の規定は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、適用しない。

議案第15号については以上でございます。

続きまして、議案第16号に添付しております資料を御覧ください。

佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましても、町内に該当する事業所のみの説明を行いたいと思います。

対象事業所につきましては、2ページでございます、参考、下段のところにあります3事業所が該当するものでございます。

資料の説明につきましては、各項目、今まで説明しました第13、14、15号と同じ内容となっ

ておりますので、説明のほうを割愛させていただきます。

それでは、議案のほうをお願いいたします。議案第16号をお願いいたします。

佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

新旧対照表を御覧ください。こちらにつきましては、1ページの第6条から7ページの第43条までは、佐々町内に事業所はありませんので、説明のほうを割愛させていただきます。

それでは、7ページの第44条、従業者の員数等でございます。こちら、介護予防小規模多機能型の従業員数について改正されたところでございます。

それから、8ページを御覧ください。表のほうに、こちらでも説明しました、指定介護療養型医療施設のほうに記載してありましたので、先ほども説明しました、今年度末をもって廃止となりますので、改正後削除するものでございます。

続きまして、同じページの第45条、管理者でございます。こちらは、管理者の兼務範囲の明確化を改正されたところでございます。

それから、10ページを御覧ください。

第53条、身体的拘束等の禁止。こちらでも身体的拘束等の適正化の推進のため、改正がされたところでございます。

それから、第62条の2、こちらにつきましても、利用者の安全並びにサービスの質の確保、職員の負担軽減を図るために、テレビ電話等を活用して委員会を行わなければならないということの改正を明記したものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

こちら、第72条、管理者でございます。こちらからは、介護予防認知症対応型共同生活介護の部分の改正部分でございます。第72条と第79条につきましては、管理者の兼務範囲の明確化をされたところでございます。

13ページを御覧ください。

第83条の協力医療機関等。こちらにつきましては、先ほども説明しました、協力医療機関等の連携体制の構築と、新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携が明記されたものでございます。

17ページを御覧ください。

第91条、電磁的記録等でございます。こちら、特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しが行われたものでございます。

それでは、18ページの附則でございます。

第1項、施行期日。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、重要事項の掲示に係る経過措置。改正後の第32条第3項（改正後の第64条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、適用しない。

第3項、身体的拘束等の適正化に係る経過措置。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、改正後の第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

第4項、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、改正後の第62条の2（改正後の第86条において準用する場合を含む。）の規定については、改正後の第62条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長、大変お疲れでございました、説明。

15分まで暫時休憩とし、その後、一括質疑から行いたいと思います。

しばらく休憩します。

（14時04分 休憩）

（14時14分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから一括質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

2点です。1つは、議案第15号の中に出てくる、介護支援専門員がテレビ電話等のモニタリングで把握できない情報について云々というのがあるんですけども、やはりこのテレビ電話等というのは、スマートフォンなんかでいいのかということが1つです。ちょっと確認したいと思います。

それから、もう1点は、議案第13号の説明書のところなんですけれども、いわゆるケアマネジャー1人当たりの取扱件数なんですけど、これについては、ちょっとこれだけで分からなかったんですが、44以下というふうになっているのは、35から44に緩和されたというふうに理解していいのか。取りあえず2点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

議員御質問のモニタリングの際のテレビ電話のところなんですけども、国の資料によりますと、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したというふうに記載がされておりますので、例えばスマートフォン等でもそういったテレビ電話が、パソコンやタブレット、スマートフォンなどが想定されると考えられます。

次の御質問のケアマネジャーさんの人数のところでございます。議員おっしゃるとおり、今まで35人となっていたところを44人というふうになっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

1 問目は分かりました。スマートフォンでも結構だということですが、あともう 1 点の、ケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数を従来、1 人当たり 35 人というふうに言っていたのを 44 人というふうにすると、ケアマネジャーにとっては非常に業務負担が重くなるのではないだろうか。ケアマネジャーも数が足りないというようなことを言われて聞いておりますけれども、そういった点で、44 人に緩和することによって、ケアマネジャーの労働負担というのは増えるのではないだろうかということと、それから、一方、利用者側にとってはきめの細かい相談等が懸念されるのではないかというふうに思うんですけれども、そういう点についてはいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

今回の改定につきましては、国のほうが良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場とか、あと制度の安定性と持続可能性を基本的な視点として改正が実施されたものと明記されておるところでございます。

それから、ケアマネジャーさんについては、現在、ケアマネジャー不足というのもお聞きしておりますので、取扱件数のほうも、そういうところもあって、今回、1 人当たりの件数が 44 件に増えたのではないかと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで一括質疑を終わります。

これから、それぞれの議案について、討論・採決を行います。

まず、議案第 13 号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 13 号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件について、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第14号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件について、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第15号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件について、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第16号 佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第14 議案第17号 佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第14、議案第17号 佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第17号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、添付しております資料のほうをまず御覧ください。

今回、地方自治法が改正がなされております。公金事務の私人への委託に関する条文の追加ということで、第243条の2から第243条の2の6が挿入をされております。

これに伴いまして、第243条の2の7と243条の2の8ということで、もともとございました条文が条ずれを起こしております。

この地方自治法の条ずれに伴いまして、資料の裏面、2ページになりますけれども、地方公営企業法、こちらのほうも地方自治法の条文を引用している部分がございます、地方公営企業法の職員の賠償責任第34条ですけれども、地方自治法第243条の2の2となっておりましたのが、第243条の2の8というふうに改正が行われております。

佐々町の条例におきましても、この自治法を引用している部分がございますので、これに伴いまして改正をさせていただくものということになっております。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案を1枚めくっていただきまして、条例のほうを御覧ください。

佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和元年佐々町条例第28号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今、資料のほうで御説明しましたとおり、第5条に、「地方自治法の第243条の2の2第8項の規定により」というふうに引用している部分を「第243条の2の8第8項」というふうに改めさせていただくものでございます。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第17号 佐々町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第15 議案第18号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第15、議案第18号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第18号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、添付しております資料のほうを御覧ください。

まず、資料のほうで、水道整備・管理行政の機能強化ということになっておりますが、これまで、水道整備・管理行政につきましては、厚生労働省の所管ということになっておりました。これが、令和6年4月1日から国土交通省と環境省に2つに分かれて移管するというふうなことになっております。

具体的には、資料をめくっていただきまして、3ページを御覧いただければイメージがしやすいかと思いますが、内容によって国土交通省に移管されるもの、環境省に移管されるもの、それから両省が連携をして事に当たるものというふうに大きく分かれているところでございます。

この所管が移管されることに伴いまして、本町の条例でも厚生労働省令ですとか厚生労働大

臣というふうな表現で条例にうたっている部分がございますので、その部分を改めさせてもらうものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、1枚めくっていただきまして、条例のほうを御覧ください。

佐々町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

佐々町水道事業給水条例（平成10年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

下の新旧対照表を御覧ください。

第5条でございますけれども、こちらアンダーラインしております改正前、厚生労働省令とありましたものを国土交通省令のほうに改めさせていただくものです。

それから、めくっていただきまして次のページになりますが、第35条の過料のところの第1号ですけれども、こちらと同じように、厚生労働省令を国土交通省令に改めさせてもらうものでございます。

それから、第41条ですけれども、水道技術管理者の資格というところで、第6号ですけれども、こちらは厚生労働大臣の登録を受けた者となっておりますところが、これは両省両大臣の連携によって、連名によって事をなしていくということでございますので、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者というふうに改めさせてもらうものでございます。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第18号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第16 議案第19号 物品売買契約締結の件（令和5年度 新庁舎備品購入事業（その1）） —
- 日程第17 議案第20号 物品売買契約締結の件（令和5年度 新庁舎備品購入事業（その2）） —
- 日程第18 議案第21号 物品売買契約締結の件（令和5年度 新庁舎備品購入事業（その3）） —
- 日程第19 議案第22号 物品売買契約締結の件（令和5年度 新庁舎備品購入事業（その4）） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第16、議案第19号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その1））、日程第17、議案第20号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その2））、日程第18、議案第21号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その3））、日程第19、議案第22号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その4））、以上の4件について、関連がありますので一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の4議案は一括議題とします。

町長が、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の4議案のかがみの朗読と提案理由の説明後、庁舎建設室長から各議案の説明をお願いいたします。その後、一括質疑を行い、討論・採決についてはそれぞれ行います。

それでは、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第19号 朗読）

（議案第20号 朗読）

（議案第21号 朗読）

（議案第22号 朗読）

中身につきましては、庁舎建設室長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山本 勝憲 君）

資料のほうを御覧ください。議案第19号の新庁舎備品購入事業（その1）でございます。こちらにつきましては、執務デスク、執務室の椅子、カウンターを主に購入させていただいております。資料のほうで、主な備品のイメージということで、1ページのほうに写真等をつけております。

2ページ、3ページ、こちらのほうが一覧表となっております。この一覧表につきましては、場所ごとの品目、それと数量、それと品番等を記載しておりますが、その品番の次にイメージ図の番号が振っております。こちらのイメージ図の番号が、先ほど説明しました1ページ目

の写真、そちらのイメージ図の番号と連動しております。

4ページ以降に、レイアウト図ということでつけております。赤で表示された分が、ここのその1で購入した対象の備品の設置場所ということで考えております。

その2をお願いいたします。その2の資料でございます。

こちらと同じように、まず1ページ目が購入した主な備品のイメージ図、そして、その次が一覧表ということで、先ほど言いましたように、イメージ図の番号と一覧表の番号が連動しているという形でございます。ですから、例えばスラッシュで書いてある部分につきましては、部品的なものを書いておりますので、スラッシュという形で表現させていただいております。

そのあとにレイアウト図、こちらのレイアウト図で赤で表示された分のところに、この家具を置きますよというような整理をしております。

同じように、その3でございますけど、こちらにつきましては、主な備品につきまして、備品のイメージ図のほかに、主なイメージ図の裏に副町長スペースの間仕切りということで図面のほうをつけさせていただいております。副町長のスペースにつきましては、部屋に今、なっておりますので、一応、備品のほうで間仕切りをつけて部屋という形で仕切りをさせていただこうということで考えております。

同じように、レイアウト図ということで、備品を置く場所の部分を赤で表示させていただいております。

その4でございます。こちらにつきましては、こちらと同じような形で、イメージ図ということで購入する備品のイメージをつけた写真をつけております。それと、その裏に議場家具、この議場家具につきましては机だけでございますけど、机の部分を議場家具ということでまとめております。議場家具の部分につきましては、最後のページのほうにレイアウト図ということで、ここの部分をこういう形に変えますよということで、議員さんの机につきましては、現状より120ということで、1人当たり120の幅を取らせていただいて計画しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから一括質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから、それぞれの議案について討論と採決を行います。

まず、議案第19号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その1））について討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第19号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その1））は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その2））につ

いて討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第20号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その2））は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その3））について討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第21号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その3））は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その4））について討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第22号 物品売買契約締結の件（令和5年度新庁舎備品購入事業（その4））は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れ様でした。

（14時47分 散会）